

議案第 39 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議
決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年橋本市条例第56号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第<u>25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第<u>25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

(橋本市教育・保育給付認定及び保育の利用に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市教育・保育給付認定及び保育の利用に関する条例(平成26年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(法第20条第1項の認定の区分)</p> <p>第3条 法第20条第1項の認定は、小学校就学前子どもを法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に区分して行うものとする。</p> <p>(保育を必要とする子どもの認定事由)</p> <p>第4条 法<u>第19条第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども(以下</p>	<p>(法第20条第1項の認定の区分)</p> <p>第3条 法第20条第1項の認定は、小学校就学前子どもを法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に区分して行うものとする。</p> <p>(保育を必要とする子どもの認定事由)</p> <p>第4条 法<u>第19条第1項第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども</p>

「保育を必要とする子ども」という。)の区分に係る認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)～(12) 略

(以下「保育を必要とする子ども」という。)の区分に係る認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)～(12) 略

(橋本市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 橋本市子ども・子育て会議条例(平成25年橋本市条例第32号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第<u>72条</u>第1項の規定に基づき、橋本市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 法第<u>72条</u>第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第<u>77条</u>第1項の規定に基づき、橋本市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 法第<u>77条</u>第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。